

真のタックスプレイヤーをめざす

# UENO



経営は、真剣勝負。  
法人会で、税の知識とネットワークを。

 法人会 税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。 UENOWEB 法人会 経営

早春号

NO.472(3・4月号)

公益社団法人

上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>



# 平成28年度 税制改正大綱

## 法人税率20%台への引き下げ、消費税に軽減税率の導入盛り込まれる

政府は、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱を閣議決定しました。

平成28年度には、法人実効税率が29.97%となり、成長志向の法人税改革が実現しつつあります。また、社会保障の充実・強化を実現するために、平成29年4月の消費税率10%への引き上げと同時に、低所得者への配慮として軽減税率を導入することが盛り込まれました。

### 法人税関係

#### ■法人実効税率のさらなる引き下げ

昨年に引き続き、法人実効税率がさらに引き下げられます。法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、現行の23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに、平成30年4月1日以後開始する事業年度については、23.2%まで引き下げられます。地方税を含めた法人実効税率は平成28年度には、目標とされていた20%台に到達します。

#### ■外形標準課税の拡大

大法人(資本金1億円超の法人)の外形標準課税については、所得割を縮小、資本割と付加価値割の割合が増加します。なお、所得割が縮小されることにより、所得割に対する地方法人特別税率が引き上げられます。基本的には内訳の変更ですが、所得割の縮小に伴い、赤字法人に対する税負担が増すこととなります。

#### ■減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物について、定率法を廃止し、定額法が採用されることになりました。なお、鉱業用の建物、建物附属設備及び構築物については、定額法又は生産高比例法の選択が認められます。

#### ■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度額について、平成27年度改正において、段階的に引き下げられることになっていましたが、その取扱について下記のとおり変更となりました。なお、中小法人等については、従来通り

控除限度額の制限は適用されません。

- ・平成27年4月から平成28年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 65%
- ・平成28年4月から平成29年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 60%
- ・平成29年4月から平成30年3月までに開始する事業年度 50% ⇒ 55%
- ・平成30年4月以後開始する事業年度 50% ⇒ 50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長される措置については、施行時期が1年遅れ、平成30年4月以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

#### ■生産性向上設備投資促進税制の廃止

非常に多く利用されてきた生産性向上設備投資促進税制は、平成29年3月31日に取得された資産までで、制度が廃止されます。また、即時償却と税額控除率の上乗せ措置について、平成28年3月31日までとされている適用期限は延長しないこととされました。

#### ■企業版ふるさと納税制度の創設

地方再生法の改正を前提として、青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄付金を支出した場合に、法人税の5%を上限として一定の税額控除が受けられます。

### 所得税関係

#### ■空き家に係る譲渡所得の特別控除制度

相続の開始の直前に被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び、その敷地の

用に供されていた土地等を、相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、一定の要件で譲渡した場合には、居住用の財産の譲渡所得の3千万円の特別控除が適用されます。

### ■住宅の三世帯同居改修工事等に係る特別控除制度

所有する居住用の家屋について一定の三世帯同居改修工事を含む増改築をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、居住の用に供した場合に、ローン残高に応じた税額控除又は自己資金で増改築した場合の税額控除が適用されます。

### ■セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己及び生計を一にする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した場合に、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額(上限8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除されます。

なお、一定の取組とは、特定健康検査、予防接種、定期健康診断、がん検診等であり、一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

## 消費税関係

### ■消費税率の軽減税率制度の導入

消費税率の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。軽減税率は、現行の消費税率と同じ8%であり、対象品目は下記の通りです。

- ① 飲食料品(食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除きます。また、外食サービスは除きます。)
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

### ■適格請求書(インボイス)保存方式の導入

平成33年4月1日から適格請求書保存方式が導入されます。仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が必要となります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者の

登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類です。

適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録が必要で、平成31年4月1日から申請できます。なお、免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録できません。適格請求書を発行する必要がある場合は、課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

### ■適格請求書等保存方式導入までの措置

課税仕入が軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載します。また、軽減税率対象品目に係る請求書には、軽減税率対象品である旨と税率が異なるごとに合計した対価の額を記載する必要があります。

## その他

### ■クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、クレジットカードによって納付することができるようになります。この場合に、クレジット会社が、委託を受けた日に納付があったものとみなして、延滞税、利子税が計算されます。なお、クレジットカードの利用手数料は、納税者の負担となります。

### ■マイナンバーの記載対象書類の見直し

マイナンバーを記載しなければならいこととされていた所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、給与所得者の扶養親族申告書、退職所得申告書など多くの書類にマイナンバーの記載が不要となります。

### ■固定資産税の軽減措置

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、平成31年3月31日までに、認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合は、固定資産税の課税標準を最初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

# 支部・地区だより

## 竹町支部

竹町支部

【竹町地区コミュニティ祭】(麻生支部長)



平成27年11月8日(日)平成小学校・竹町公園  
竹町地区避難所の開設、運営方法等の訓練を行いました。

竹町南地区

【子供餅つき大会】(南地区長)



平成27年11月3日(火)金刀比羅神社境内  
家族ぐるみで餅つきを行い、つくたての餅を賞味しました。

竹町中地区(新井地区長)

【防災訓練】



平成27年11月7日(土)竹友会館  
上野消防署の協力を得て、起震車体験等を行いました。

【初午もちつき大会】



平成28年2月7日(日)金刀比羅神社・竹友会館  
参拝にきた町会員・子供達にお餅とお菓子を配布しました。

台東四丁目地区

【秋のバス旅行】(中山地区長)



平成27年11月8日(日)水戸・大洗方面  
納豆工場見学、那珂湊市場で買物、柿狩りを行いました。

佐竹地区

【お楽しみ縁日】(轟地区長)



平成27年11月15日(日)秋葉神社前  
大勢の方が参加し、賑やかで楽しい縁日が開催できました。

二長町地区

【秋の歩け歩け】(麻生地区長)



平成27年11月15日(日)山梨方面  
リニアカーを興味津々に見学し、紅葉街道は素晴らしかったです。



## 東上野支部

東上野支部

【東上野地区ポウリング大会】(尾高支部長)



平成28年2月21日(日)アイビーポール向島  
幼児から高齢の方まで幅広い層が熱い戦いを繰り広げました

【歳末警戒】



平成27年12月27日(日)~30日(水)東上野宮元町会  
町内の防火・防災の警戒(火の用心)を行いました。

東上野宮元地区(矢口地区長)

【甘酒の会】



平成28年1月1日(金)下谷神社  
初詣の人々に甘酒を提供して寒さを和らいでもらいました。

【地護稲荷初午祭】



平成28年2月13日(土)地護稲荷神社  
参拝者にお雑煮を振る舞い、子供にはお菓子を渡しました。

東上野一丁目地区

【もちつき大会】(横川地区長)



平成27年12月6日(日)都民銀行前  
餅つき日とで上野消防署による消火訓練等も行われました。

東上野車坂地区

【ファミリークリスマス】(尾高地区長)



平成27年12月23日(水)グリーンパーク  
税金クイズやタヒチアンダンス等で盛り上がりました。

【もちつき大会および東上野稲神地区

AEDの使い方講習会】(小竹地区長)



平成27年12月13日(日)天理教境内  
消防署員の協力のもと、餅つき、救急救命講習を行いました。

東上野神吉地区

【もちつき大会】(桑原地区長)



平成28年2月7日(日)東上野児童遊園  
つくたてのお餅を雑煮、お汁き、粉等にして美味しく食べました。

## 上野支部

黒門地区

【歳末警戒】(則竹地区長)



平成27年12月28日(月)黒門町会館  
町会員と黒門小学校の児童20人で町内巡回を行いました。

仲徒中地区

【年末夜警】(八木地区長)



平成27年12月25日(金)~28日(月)関ビル  
町内を2回廻り、3日間で延べ50名の参加がありました。

元黒門町地区

【歳末町内パトロール】(土肥地区長)



平成27年12月27日(日)・29日(火)元黒門町地区  
上野警察署の協力を得て元黒門町会の各通りをパトロールしました。

上車坂町地区

【もちつき大会】(川崎地区長)



平成27年12月6日(日)上車坂町内  
大勢の参加者で賑わい、子供達は餅つき体験を喜んでいました。

入谷支部

根岸二丁目地区(堀口地区長)

【日帰りの旅】



平成 27 年 11 月 1 日(日)伊香保温泉  
天気も良く、伊香保温泉で昼食・入浴と楽しい一日でした。

【子供餅つき大会】



平成 27 年 12 月 6 日(日)根岸二丁目児童遊園  
良い天气に恵まれ、つきたてのお餅を美味しく頂きました。

上根岸地区

【もちつき大会】



平成 27 年 12 月 6 日(日)元三島神社境内  
大勢の方が参加し、お菓子、おしるこ、お餅を配布しました。

中根岸地区

【子ども餅つき大会・防災訓練】



平成 27 年 12 月 6 日(日)防災広場根岸の里、御行の松不動尊境内  
大勢の方が参加し、餅つき、防災訓練を行いました。

北上野二丁目地区

【フラワーアレンジメント教室】



平成 27 年 12 月 28 日(月)山伏会館  
和やかな雰囲気を楽しみながらアレンジメントを学びました。

下谷一丁目地区

【もちつき大会】



平成 27 年 12 月 20 日(日)台東区社会福祉協議会裏駐車場  
餅つきを通して、町民間の交流を図ることができました。



金杉支部

【金杉支部】<水野支部長>



平成 28 年 2 月 4 日(木)大和田

支部役員会議

今年度の会員増強状況等について話し合われました。



金杉支部

【金杉っ子まつり】



平成 27 年 11 月 1 日(日)柏葉中学校  
晴天に恵まれ、ミニSL、ゲーム、屋台等を楽しみました。

金杉一丁目地区

【餅つき大会】



平成 27 年 12 月 6 日(日)世尊寺前通り  
例年通り高齢の方にお餅を配る事ができ大変喜ばれました。

下谷東地区(稲垣地区長)

【女性部メロン狩りバスツアー】



平成 27 年 10 月 7 日(水)茨城県桜川市  
さいたま水族館見学後、岩瀬農場でメロン狩りを行いました。

【日帰りの旅行会】



平成 27 年 11 月 28 日(土)伊豆長岡  
伊豆長岡温泉で入浴し、葦山農場でメロン狩り等を行いました。

金杉仲通地区

【もちつき】



平成 28 年 2 月 14 日(日)カワサン駐車場  
雨等の影響で少ない参加者でしたが例年通り行いました。

金杉二丁目地区

【餅つき大会】



平成 27 年 11 月 29 日(日)金杉通りナカヤの横通り  
子供達の参加が多く、活気に溢れた餅つき大会となりました。

竜泉三丁目泉地区

【もちつき大会】



平成 28 年 1 月 17 日(日)泉町会会館前  
子供達を中心に青年部が行い皆で楽しい時間を過ごしました。

金杉上町地区

【焼きいもクリスマス会】



平成 27 年 12 月 23 日(水)朝日弁財天境内  
大勢の方が参加し、焼きいも、ゲーム等で盛り上がりました。

谷中支部

谷中第二地区

【餅つき大会】



平成 27 年 12 月 20 日(日)南北公園  
つきたての美味しいお餅と温かい豚汁を食べて頂きました。



節税につながる

人事 労務 福利厚生 関連の 税務処理

〈実務セミナー〉

日時 平成27年 **11月12日** (木)  
13:30 ~ 16:30  
会場 朝日信用金庫西町ビル7階



講師  
・OAG 税理士法人埼玉所長  
ほし ただし  
**星 叡** 氏



人事・労務・福利厚生関連の税務処理は広範囲にわたる最新の知識が必要であり、今回は日常頻繁に問題となる事例を中心に、処理方法や対応策を解説したセミナーでした。具体的には、源泉徴収制度の仕組み・特殊な給与等の取扱い・現物給与の取扱い等についての説明がありました。講師の星叡先生は、豊富な知識と分かりやすい説明で人気があり、参加者の多くから大変役に立ったとの感想をいただいています。講義内容から、主に経理の実務担当者の方が多く、今後の業務に生かしていただければと思います。熱心に聴講いただきまして有難うございました。

〈実務セミナー〉

マイナンバー制度 具体的な取り組み

個人情報

【日時】平成27年 **11月18日** (水) 14:00~16:00  
【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】  
キャンシステムアンドサポート(株)  
東京ITS・サポート推進部  
**草島 博** 氏



法人・個人ナンバーが10月より通知開始がなされ、いよいよ実践的な実務対応が求められてきます。このセミナーでは、ガイドラインの最新情報、いつどのようにナンバーを収集するか、規定集作成に必要な項目とは等やソフト面・安全管理措置に必要なツールにまで触れていただきました。講師の草島博氏はシステム会社に勤務の傍ら、マイナンバー関連セミナーの企画運営、講師と幅広く活動されており、受講者からの疑問点や不安な面などに的確な解答を示していただきました。これからより具体的にどんな取り組みが必要なのか、その道筋が見えてきたとの受講者の声寄せられました。今後、マイ



ナンバーの取扱いが具体化するにつれ、様々な課題が発生してくるものと予想されます。上野法人会では皆様のセミナーテーマへの要望をお聞きして有意義なセミナー開催を進めてまいります。

〈実務セミナー〉

個人情報を守る仕組み

【日時】平成27年 **12月10日** (木)  
13:30 ~ 16:30  
【会場】朝日信用金庫西町ビル7階



しんき よしひろ  
**新木 啓弘** 氏 講師

本セミナーでは、情報漏えいの起因となりうる点を身近な事例を取り上げながら、機密情報や個人情報が漏えいしないための仕組みづくりをテーマに開催しました。講師の新木啓弘氏は情報セキュリティコンサルタントとし

て中小企業の経営相談やシステム構築支援などを手掛けられており、今回のマイナンバー制度におけるセキュリティ面での確かなアドバイスがいただけました。特に、具体的な事例をあげての説明資料が参考となった、改めて対応の重要性を認識したなどの声が聞かれました。また、講義の終了後には、何名もの受講者から講師へ熱心に質問する姿もみられ、当セミナーの開催意義を感じました。



ビジネスや日常生活で役立つ (経営セミナー)

ウソ(人間心理)の見抜き方

【日時】平成28年 **1月21日** (木) 14:00~16:00  
【会場】朝日信用金庫西町ビル7階



株式会社Clearwoods  
代表取締役  
もり ゆきまさ  
**森 透** 氏 講師

今回は、従来の経理等の実務セミナーからやや離れ「人間心理を見抜く」という異色の講義を開講しました。講師には、警察の元警部で知能・経済犯の刑事として約20年のキャリアを持つ森透氏にお願いしました。森氏は選挙違反事件、贈収賄事件等様々な事件捜査に関わり、多種多様な人物の取調べなどを通し、人間心理やウソの見抜き方を体得され、警察退職後はそのスキルをビジネス面での説得や交渉にも活用できるとして講演・セミナーで活躍されています。セミナーの中では、具体的なウソの見抜き方や採用面接の手法など実践的な講義もあり、受講者の方々も興味深く熱心に聴講いただき、大変役に立ったとの感想が多く寄せられました。

# 新春散歩 亀戸七福神めぐり

～ガイドと巡る～

今年度の新春散歩は、亀戸七福神めぐりを開催しました。当日は雲ひとつない快晴で、新春の穏やかな日差しの中、江戸の伝統と粋を今に残す亀戸界隈をゆったりと散策することができました。暖冬傾向のせいか、早咲きの花もちらほら見られ、下町の風情を引きだたせていました。最後に立ち寄った亀戸天神は大勢の人で賑わっており、全員で参拝して解散となりました。今回の亀戸七福神は回りやすいコースになっており、全行程をゆっくり巡っても2時間ほどで回れるので、初心者の方でも歩きやすいコースだったのではないかと思います。興味をもたれた方は是非チャレンジしてみてください。

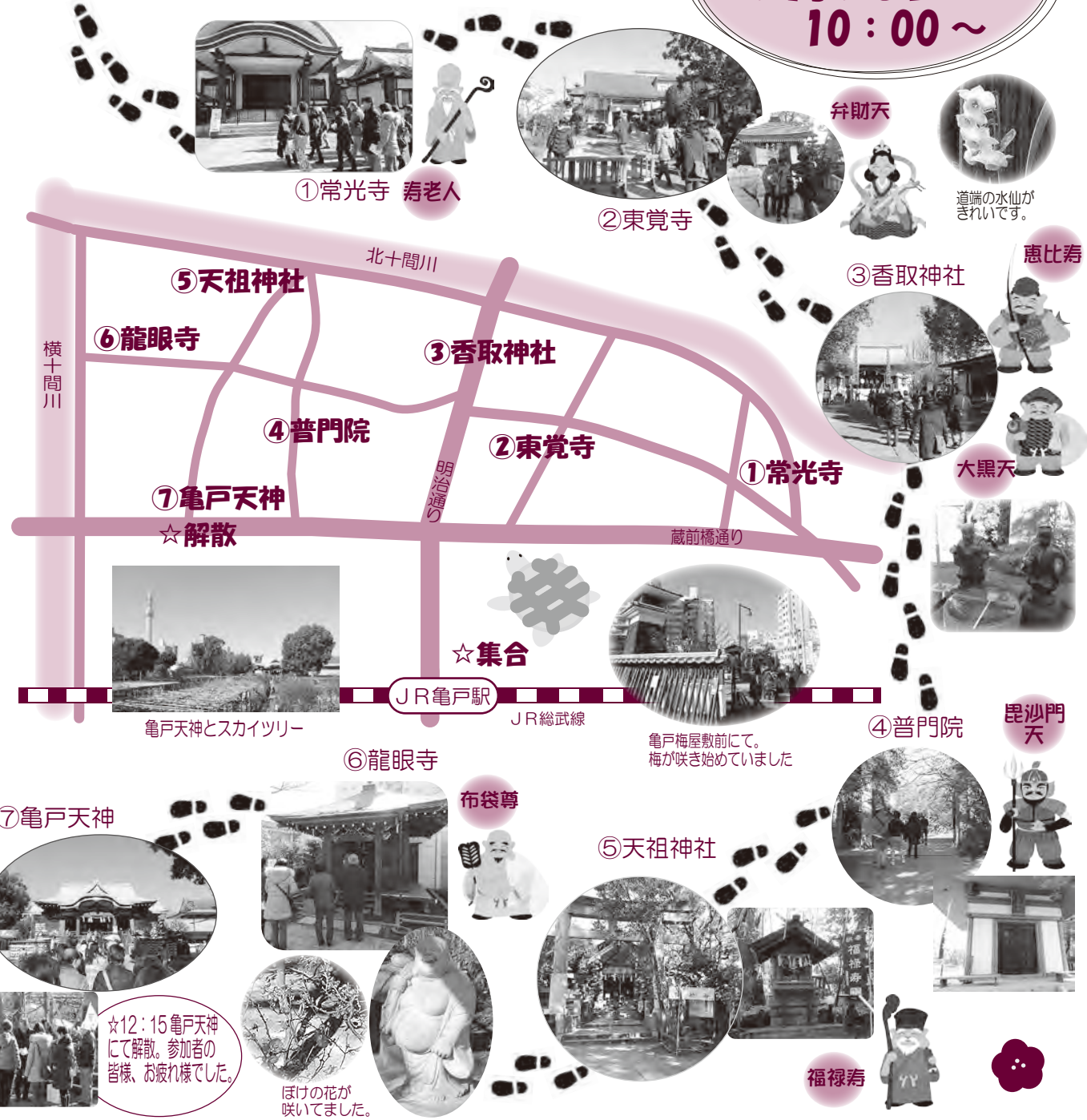


☆午前 10:00 亀戸駅をスタート



今回ガイドをして頂いたシティガイドの高橋さん。

平成28年  
1月16日(土)  
10:00～



☆12:15 亀戸天神にて解散。参加者の皆様、お疲れ様でした。

## 青年部会報告

# 「税金ジュニアスクール」



青年部会（富坂伸吾部会長）主催「税金ジュニアスクール」は昨年の谷中小学校・平成小学校・黒門小学校・上野小学校・金曾木小学校・大正小学校の開催に続き、1月に根岸小学校・東泉小学校、2月に忍岡小学校で開催しました。青年部会役員の方々の働きかけにより学校関係者の協力のもと、9校での実施を無事終えることが出来ました。

根岸小学校

平成28年1月22日（金）  
9:45～10:30



東泉小学校

平成28年1月25日（月）  
13:45～14:30



忍岡小学校

平成28年2月16日（火）  
10:45～11:30



## 源泉部会報告

### 第5回研修会 「年末調整のポイント」

【とき】平成27年11月19日（木）13:30～15:30  
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階



【講師】  
東京上野税務署 法人課税第二部門  
平部祐子上席国税調査官

### 第6回研修会 「退職所得の源泉徴収事務」

【とき】平成28年2月19日（金）13:30～15:30  
【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階





# 青年・女性部会合同 「新年賀詞交歓会」

【と き】平成28年2月2日（火）  
18:00～  
【と ころ】ホテル「パークサイド」

今年度も青年・女性部会合同「新年賀詞交歓会」を開催しました。今回は、林家あずみ先生をお招きして「三味線漫談」をご披露頂き、華やかで楽しいひと時を過ごした後、恒例のビンゴゲームでまた大いに盛り上がり、明るい新年のスタートとなりました。



## ビンゴゲーム



## 三味線漫談 林家 あずみ 先生



## 部会長賞



## 第5回 青年部会役員会

【と き】平成28年1月26日（火）12:00～  
【と ころ】朝日信用金庫西町ビル7階



青年部会（富坂部会長）役員会では、今年度の税金ジュニアスクールの総括を行い、また新年賀詞交歓会、第5回報告会など今後の事業予定について話し合われました。

## 第5回 女性部会幹事会

【日 時】平成28年2月2日（火）17:00～  
【場 所】ホテル「パークサイド」

### 〈協議事項〉

1. 「税に関する絵はがきコンクール」について
2. 「平成28年度行事予定」について
3. 「女性部会全体連絡会議」について
4. 全法連「法人会全国女性フォーラム（福島大会）」について



女性部会（中立部会長）幹事会では、以上の内容が話し合われました。

# ふるさと納税は、 どんな制度なの？



～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士 河内 悟朗



**リサ** 最近、友達がふるさと納税をしてお礼の品をもらったらしく、私も勧められたのですが、ふるさと納税とはどのような制度なのですか。



**サキ先生** 納税という言葉が使われていますが、地方公共団体への寄附のことです。個人で行った寄附金のうち2,000円を超える部分について、一定の上限はありますが、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度のことなのです。例えば、年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除されます。総務省のふるさと納税ポータルサイトで寄附金控除額の計算がシミュレーションできますので参考にしてください。

ただし、この制度の適用を受ける場合には、原則としてふるさと納税を行った翌年に確定申告を行う必要がありますので注意してください。



**リサ** どの地方公共団体へふるさと納税をしてもいいのですか。



**サキ先生** 自分の生まれ育った故郷だけでなく、応援したい地方公共団体など、どこでも大丈夫です。しかも、その寄附金の使い道もリサさんが選べます。



**リサ** でも、確定申告するのは大変ですね。



**サキ先生** 平成27年4月1日以降に行うふるさと納税については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けることができます。これは、マイナンバー、マイ・ポータルを活用した手続の簡素化を行うまでの当分の間の特例ですが、確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税先の地方公共団体が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に、各地方公共団体に特例の適用に関する申請書を提出すると確定申告が不要になる制度です。

ただし、特例を適用すると所得税からの控除は行われず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税から控除されます。



**リサ** 確定申告しなくてよいのですか。



**サキ先生** そうですね。ただし、平成27年1月1日から平成27年3月31日にふるさと納税を行った場合のほか、5団体を超える地方公共団体にふるさと納税を行った場合や、もともと確定申告をする必要のある人は確定申告で控除する必要があります。



**リサ** お礼の品がもらえるのも魅力ですね。



**サキ先生** お礼の品をもらった場合ですが、その経済的利益は、一時所得に該当します。



**リサ** 一時所得に該当するということは、お礼の品を貰うと確定申告する必要があるということですか。



**サキ先生** 一時所得が発生すれば、確定申告が必要です。ただし、一時所得の金額は、その年中の一時所得にかかる総収入金額(1)からその収入を得るために支出した金額の合計額(2)と50万円を差引いた額(1から2を控除した残額が50万円に満たない場合には、その残額)となります。



## 筆者紹介

河内 悟朗 (かわうち・ごろう)

1964年生まれ。国税不服審判所、東京国税不服審判所、東京国税局調査第二部勤務などを経て、横浜市西区で税理士・行政書士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。認定経営革新等支援機関。

公式HPは [河内税務会計事務所](#) で検索



# メディア・リテラシーのススメ

ジャーナリスト 海部隆太郎

「嘘でも間違いでもないが、本当のことも正しくもない」こんな訳の分からない書き出しで恐縮だが、そう思えて仕方ない情報が世の中に溢れていると感じられてならない。信用できる媒体でも「本当なのか！」と疑いをもつと、自分なりに調べてみたり専門家に聞いてみたりする。やはりちょっと違うという結論が少なくない。

具体的な事例を挙げると予想外の問題に発展しかねないので、残念ながら抽象的にとどめるが、冒頭の表現は「置かれた状況次第で嘘にもなるし本当にもなる」と言い換えることができよう。それは微妙な内容を巧みな手法で伝えるパターンが多い。

正直に「この場合は、こういうことになる」などと前提をつけているのは、話が盛り上がらないし、誰も見向きをしてくれない。したがって、嘘ではないのだからとセンセーショナルに話が展開される。もしかしたら自分も、この手法を用いる仲間の片棒を担いでいたのでは、と自責の念がなくもない。

個人的な見解だが、比較的多く疑問を感じるのが医学系のモノ。危機意識をあり、不安感を抱かせることで関心を集めるのが狙いと私は見ている。

怖いのは情報を鵜呑みにしてしまうこと。だからメディア・リテラシーを持つべき。この意味は情報を評価・識別する能力を身に付けることだ。何でも疑ってみるのが手っ取り早いのだが、単純に実践すると嫌な奴と思われるので、それは常識内にとどめる方がよい。

## ■ 会社経営にも通じる考え方 ■

情報を鵜呑みにする愚かさは、かつて納豆やバナナの驚くべき効用が伝えられ、スーパーで品薄状態になったことを思い出す。筆者が駆け出し記者のころ、大手企業の広報から「内容はともかく活字になると信じられてしまう。だから誤報されないよう細心の注意を払っている」と聞いたことが忘れられない。

「新聞を疑え」というキャッチコピーで宣伝していた全国紙があった。自らを戒めたのか、それとも奇をてらったのかは担当者聞きそびれたが、やはり「疑え！」ではなく、「鵜呑みにするな！」が必要なのではないだろうか。

では会社経営ではどうなのか。経営リテラシーという表現だと、経営における基礎的な知識やその活用能力を指すことになり、これまで書いてきた話と筋が違ってしまう。あえて言えば経営者はメディア・リテラシーの考え方を持つことが必要ではないかと言いたい。

世の中に氾濫する情報の中から、会社経営に関わることだけを拾っては、メディア・リテラシーは身につかないのではない。幅広い分野に興味を持ち、本質は何かを考える行動の中に揺るがない姿勢ができあがるのだと思う。素直な人は経営者に不向きと言っているわけではない。

【筆者紹介】海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）  
法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。企業が抱える幅広い課題を取材し、新聞・経済誌などに執筆中。

## 会計・税務 豆知識

### マイナンバー制度導入で企業に求められるもの

赤坂見附総合法律会計事務所  
公認会計士（税理士） 吉井 清信

昨年10月よりマイナンバーの「通知カード」の送付がスタートしました。今回は、マイナンバー制度導入に当たって、企業側に求められることについて説明致します。

#### 1 企業は何を求められる？

対従業員	<p>税務：源泉徴収票等の法定調書に、従業員の個人番号を記載 2016年分の調書から（年末調整は2017年1月に提出する源泉徴収票から）</p> <p>社会保険：健康保険組合や年金事務所、ハローワーク等への提出書類にも、従業員の個人番号が必要 雇用保険は2016年1月から、健康保険・厚生年金保険は2017年1月から</p>
対取引先等	<p>支払調書に、個人番号・法人番号を記載 ●報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ●不動産使用料等の支払調書 等</p>
対株主・出資者	<p>支払調書に、個人番号・法人番号を記載 ●配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書</p>

法人番号は公表されていますので、収集に関し問題はありますが、取引先や株主などの外部の個人番号は、何かとお願いしにくい関係先もあり、非常に神経を使うところとなっています。

#### 2 企業に求められる4つの対策

①	②	③	④
個人番号の収集	利用・提供	保管・廃棄	安全管理
●利用目的をきちんと明示する ●本人確認を厳密に行う	●明示した目的以外に利用してはならない	●不要になったマイナンバーは廃棄する	●組織的、人的措置を講じる ●物理的、技術的措置を講じる

マイナンバー法では、必要な限度を超えて個人番号を収集、保管するのは違法となることから、企業は、さまざまなプロセスで「個人番号の漏えい、滅失、毀損を防ぎ、適切な管理のために必要な措置を取らなければならない」とされています。一方、外部へ委託した場合、①委託先の適切な選定、②安全管理措置に関する契約、③取り扱い状況の把握、が求められている。

#### 3 企業に重圧の罰則強化

マイナンバー法では、個人情報保護法と比べ、厳しい罰則規定が定められています。例えば、従業員が個人番号を含む特定個人情報ファイルを名簿業者に売却した場合、その従業員（4年以下の懲役又は200万円以下の罰金又は併科）のほか、企業も200万円以下の罰金を科される恐れがあります。

第2回

地域を学ぼう！  
「台東区子ども  
歴史・文化検定」

公益社団法人上野法人会では、台東区主催の「台東区子ども歴史・文化検定」を応援しています。昨年度の検定では個人受験のほか、小学校12校、中学校5校が団体で受験し、受験者総数は1598名となりました。昨年発行の広報誌 No.469 初秋号で問題の一部を紹介しましたが、今回は少し親しみやすい問題を集めてみました。ぜひ挑戦してみてください。

チャレンジしてね！

「台東区子ども歴史・文化検定」過去問題より  
(実際の検定は50問出題されます。)

**問1** 1927(昭和2)年東洋初の地下鉄が開通しました。その時、開通した区間は次のうちどれでしょうか。

- ア. 上野～日本橋
- イ. 浅草～日本橋
- ウ. 浅草～渋谷
- エ. 上野～浅草

**問2** 15代将軍の慶喜が江戸城を出てから謹慎したのは次のうちどの寺でしょうか。

- ア. 浅草の東本願寺
- イ. 谷中の天王寺
- ウ. 上野の寛永寺
- エ. 浅草の浅草寺

**問3** 「大川」「宮戸川」などと呼ばれていた台東区の川は次のうちどれでしょうか。

- ア. 新堀川
- イ. 隅田川
- ウ. 神田川
- エ. 藍染川

**問4** 次の中で明暦の大火(1657(明暦3)年)の後に台東区内に移ってきた寺院は次のうちどれでしょうか。

- ア. 寛永寺
- イ. 浅草寺
- ウ. 東本願寺
- エ. 玉林寺

**問5** 今の隅田公園の桜は次のうちどの将軍が植えたものでしょうか。

- ア. 三代将軍家光
- イ. 五代将軍綱吉
- ウ. 八代将軍吉宗
- エ. 十一代将軍家斉

**問6** 江戸時代の火災の被害を防ぐ工夫として、間違っているものは次のうちどれでしょうか。

- ア. 火事が広がらないよう広小路を作った
- イ. 今で言う消防団組織の「火消」を結成した
- ウ. 裕福な町人はレンガで蔵を作った
- エ. 火事の際は風下の家を破壊した

**問7** 寺に伝わっている話で間違っている組み合わせは次のうちどれでしょうか。

- ア. かつば寺(曹源寺) 商売繁盛
- イ. 鯉寺(龍宝寺) 大漁祈願
- ウ. 飛不動(正宝院) 航空安全
- エ. 榎寺 火伏せ、火除け

**問8** 瓦版について、間違っているものは次のうちどれでしょうか。

- ア. 江戸時代から明治時代にかけて人通りの多い場所で売られていた
- イ. うわさ話を扱っているということで、違法な摺り物とされていた
- ウ. 庶民が文字を覚えることに役立つということで、幕府は出版を奨励した
- エ. 民間の新聞が発行されるようになると、瓦版は衰退した



◆ペリー来航時(1853(嘉永6)年)の瓦版(横浜開港資料館蔵)



「問⑩資料」『台東区歴史・文化テキスト』付録地図より  
台東三・四丁目付近



上野広小路付近

問9 縄文時代の説明で間違っているものは次のうちどれでしょうか。

- ア. 気温が高く、海面が現在より3メートルほど高いときもあった
- イ. 人々は木の実を食べたり、魚や貝をとって食べたりした
- ウ. 台東区にはまだ人は住んでいなかった
- エ. 台東区の大部分は海の底だった

問10 江戸時代には切絵図というものが地図の役割をしましたが、その解説として正しいものは次のうちどれでしょうか。

- ア. 大名屋敷には必ず家紋が書かれている
- イ. 寺院や神社には■印が書かれている
- ウ. 町人の屋敷には●印が書かれている
- エ. 切絵図に書かれた文字がバラバラに書かれているのは、表門のある向きから書いているからである

## 答えと解説

問1 正解 エ  
早川徳次は東京地下鉄道株式会社を創業し、現在の東京地下鉄銀座線の上野～浅草間2.2キロで営業運転を始めました。当時、東京で人の行き来が一番多いこの区間が選ばれました。

問2 正解 ウ  
慶喜は官軍との戦い（戊辰戦争）での旧幕府軍の状況を判断し、恭順の意を表するため、1868（慶応4）年の2月12日から4月11日まで寛永寺の大慈院に入って謹慎しました。

問3 正解 イ  
隅田川は「角田川」などとも書かれていて、昔は武蔵の国と下総の国との境界でした。アの新堀川は竜泉寺村、坂本村、千束村の排水が集められ鳥越川に注いでいました。今の合羽橋通りや新堀通りの場所です。ウの神田川は浅草橋、柳橋付近で台東区と中央区の境目に流れています。エの藍染川は台東区と文京区の境目を流れ不忍池に注いでいた川です。

問4 正解 ウ  
東本願寺は明暦の大火後神田から浅草へ移ってきました。アの寛永寺は1625（寛永2）年、浅草寺は628（推古天皇36）年、玉林寺は1591（天正19）年に創建されたといわれ、ずっと台東区内にあります。

問5 正解 ウ  
吉宗が庶民にも花見ができるように植樹したのが今の隅田公園の桜の始まりです。隅田公園以外にも、飛鳥山（北区王子）、御殿山（品川区北品川）などにも桜を植えて、庶民のいこいの場をつくりました。

問6 正解 ウ  
レンガが建築建材となるのは、明治時代以後のことです。しかし関東大震災での凌雲閣の倒壊に象徴されるように地震に弱いことが明らかになったため、小規模な建築以外では使われなくなりました。アの代表例が下谷（上野）広小路です。イで代表されるのが「いろは四十八組」の町火消です。エは家を破壊することにより延焼を防ぎました。当時も防火用水は常備されていましたが、消火できるほどではありませんでした。

問7 正解 イ  
境内に鯉を供養した鯉塚が建てられており、「鯉」と「恋」が同じ音ということで、縁結びの塚として親しまれています。

問8 正解 ウ  
江戸時代から明治時代にかけて瓦版は違法な摺り物として禁止されていましたが、大衆の求めに応じて出版され続けました。

問9 正解 ウ  
台東区の西側にある台地の台地上野台近辺には人々の暮らした跡を見ることができます。貝塚をはじめとする遺跡では、家の跡や人々が食べた貝、漁に使った道具などが見つかっています。

問10 正解 エ  
文字の向きが表門のある方向になっているため、現地では地図を見たときに、わかりやすくなっていました。大名屋敷については、上屋敷は家紋、中屋敷は■、下屋敷は●が表示されています。



資料提供  
・台東区生涯学習課  
・横浜開港資料館

検定のための教材として、『台東区歴史・文化テキスト改訂版』（1,000円）が発行されています。テキストは次の場所で購入できます。

- 生涯学習センター
- 区役所3階区政情報コーナー
- 浅草文化観光センター
- 下町風俗資料館

問合せ先：台東区生涯学習課 文化財担当 電話：03-5246-5852

台東区のホームページより過去問題を見ることができます。

トップページ>暮らしのガイド>生涯学習・スポーツ>生涯学習事業>台東区子ども歴史文化検定>検定問題と解答

## 事業者の皆さん マイナンバー（個人番号）を正しく取り扱っていますか



愛称：マイナちゃん



- ・事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。
- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・マイナンバーを取り扱う際には、4つのルールを守りましょう！

### 取得・利用・提供 のルール



- 個人番号の取得・利用・提供は、法令で決められた場合だけ
- これ以外では、「取れない」「使えない」「渡せない」

### 保管・廃棄 のルール



- 必要がある場合だけ保管
- 必要がなくなったら廃棄

### 委託 のルール



- 委託先を「しっかり監督」
- 再委託は「許諾が必要」

### 安全管理措置 のルール



- 漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」



### 取得にあたっては

- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認（次の①②の確認）が必要です。
  - ① マイナンバーが間違っていないかの確認  
⇒ マイナンバーが書いてある「通知カード」や「個人番号カード」で確認
  - ② 身元の確認  
⇒ 顔写真が付いている「個人番号カード」又は「運転免許証」などで確認
- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」等）を伝えましょう。
- ・マイナンバーを取り扱う者、取扱い手順、保管場所などを決めておきましょう。

### マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** へ

- ※ 平日9時30分～22時 土日祝日9時30分～17時30分（年末年始を除く）
- ※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405（有料）におかけください。
- ※ 個人番号カードを紛失された場合のお問い合わせについては、上記マイナンバー総合フリーダイヤルのほか、**個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル）0570-783-578（有料）**でも対応しています。

### マイナンバーに関する最新情報（ウェブサイト）

- ・マイナンバー制度 …… 内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・税分野での取扱い …… 国税庁 <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- ・社会保障分野での取扱い …… 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・マイナンバーガイドライン …… 個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/index.html>



# マイナンバー制度に便乗した **詐欺** に注意



## 被害に遭いそうになった事例

- 制度の手続に便乗してお金を要求するもの  
「マイナンバーカードの登録手数料にお金が必要」などと言われ、お金を要求された。
- 情報流出があったとしてお金を要求するもの  
「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらい必要がある」などと電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」などと言われ解決するためのお金を要求された。
- 個人情報を聞き出そうとするもの  
マイナンバー制度のアンケートとして、家族構成や年金受給者かどうかを聞かれた。  
「マイナンバー制度の導入に伴い個人情報を調査中です」と言われ、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

- マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が口座番号、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- 不審な電話はすぐに切ってください。
- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- あやしいと思ったら、相談窓口にご相談ください。

### 《「怪しいな?」と思った時の相談窓口》

不審な電話や訪問、商品の送付があった時は ▶

消費者ホットライン  
いやや!

☎ 188

最寄りの警察  
または

☎ #9110

金融機関をかたる不審な電話などがきた時は ▶

金融サービス利用者相談室  
☎ 0570-016811



## 平成 28 年度国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◆ 受験資格 ◆
- 1 昭和 61 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 1 日生まれの者
  - 2 平成 7 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - (1) 大学を卒業した者及び平成 29 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
    - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

- ◆ 申込手続 ◆ 原則、インターネット申込みとなります。

	インターネット申込み	インターネット申込みができない場合（郵送又は持参）
受付期間	平成 28 年 4 月 1 日（金）9 時 ～平成 28 年 4 月 13 日（水）[受信有効]	平成 28 年 4 月 1 日（金） ～平成 28 年 4 月 4 日（月） [平成 28 年 4 月 4 日（月）までの通信日付印有効]
受験案内（申込書） 交付期間	平成 28 年 2 月 1 日（月） ～平成 28 年 4 月 13 日（水）	平成 28 年 2 月 1 日（月） ～平成 28 年 4 月 4 日（月）
受験案内（申込書） 交付場所	東京国税局又は最寄りの税務署 若しくは人事院各地方事務局（所） (注) 人事院ホームページからもダウンロード することができます。 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]	東京国税局又は最寄りの税務署 若しくは人事院各地方事務局（所）

- ◆ 試験日 ◆
- 第 1 次試験 平成 28 年 5 月 29 日（日）  
第 2 次試験 平成 28 年 7 月 12 日（火）～平成 28 年 7 月 20 日（水）のうち指定された日時
- (注) 詳細については、お気軽に東京上野税務署総務課（TEL 03-3821-9001 内線 312）までお尋ねください。

■平成28年3月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会  
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

**参加無料**

どなたでもご参加いただけます

【講師】

順天堂大学医学部 名誉教授 特任教授  
おくむら こう

**奥村 康氏**

【演題】

**免疫と長生き**



公益社団法人  
上野法人会

**講演会**

【とき】

平成28年 **6月2日** (木)

講演会 16:00 ~ 17:20

【ところ】

東天紅上野本店  
3F「鳳凰の間」



公益社団法人 上野法人会

**第5回 通常総会**

【とき】 平成28年 **6月2日** (木)

総会 17:30 ~

懇親会 18:30 ~ (懇親会費 5,000円)

【ところ】 **東天紅上野本店 3F「鳳凰の間」**

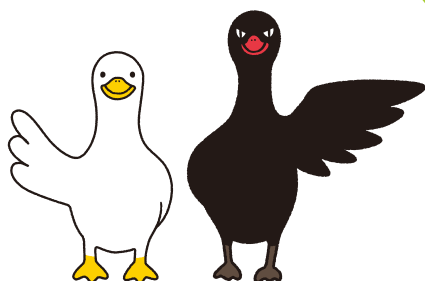
台東区池之端1-4-1 TEL 3828-5111

会員の皆様には別途往復はがきにてご案内をいたします

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも**集団取扱の割安な保険料**でご加入いただけます。

**No.1**

アフラックは  
がん保険・医療保険  
契約件数 No.1  
平成26年版「インシュアランス生命保険統計号」



がんを含む

病気や  
ケガの  
備えに

— 法人会 —

**ちゃんと応える  
医療保険**

EVER



— 法人会 —

心配な  
「がん」の  
備えに

**新 生きるための  
がん保険 Days**

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

〈引受保険会社〉

**Aflac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

首都圏総合支社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

AF法推-2015-0023-1602013 6月10日